分の普通交付税の額の算定方法の特例については、次の各号に定めるところによる。

一　特定被災地方公共団体のうち次の表の地方団体の欄の各号に掲げる地方団体に対する第五条第一項の表の適用については、同項の表の上欄に掲げる測定単位の種類のうち次の表の測定単位の種類の欄に掲げる測定単位の種類に係る測定単位の数値の算定方法及び表示単位は、同項の表第一号、第四号、第五号、第九号、第十号、第十二号、第二十七号、第三十二号及び第三十五号の規定にかかわらず、それぞれ次の表の測定単位の数値の算定方法の欄及び表示単位の欄に定めるところによる。

地方団体	測定単位の種類	測定単位の数値の算定方法	表示単位
［一　略］	［略］	［略］	［略］
［二　略］	［略］	［略］	［略］
［三　略］	［略］	［略］	［略］
［四　略］	［略］	［略］	［略］
五　石巻市、牡鹿郡女川町、本吉郡南三陸町	漁港における外郭施設の延長	1　前年の三月三十一日現在において漁港台帳に記載されている外郭施設（水門及びこう門を除く。）の延長の合計数から当該地方団体が経費を負担しない施設（企業庁、企業局その他これに類似するものが経費を負担する施設を含む。）に係る外郭施設の延長及び港湾法第三条ただし書の規定によって同法の規定の適用を受ける漁港のうち国際拠点港湾に指定されているものに係る外郭施設の延長を控除したものとして総務大臣が通知した数。 2　二以上の地方団体が経費を負担する漁港における外郭施設の延長については、当該漁港における経費の負担割合を基礎として関係地方団体の長が協議して定める率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）によって按分した数値をそれぞれ関係地方団体に属する外郭施設の延長とし、1により通知する数値に含めて通知する。 3　前年の四月一日からその年の四月一日までの間において、地方団体の廃置分合又は境界変更があつたこと等によ	メートル

分の普通交付税の額の算定方法の特例については、次の各号に定めるところによる。

一　特定被災地方公共団体のうち次の表の地方団体の欄の各号に掲げる地方団体に対する第五条第一項の表の適用については、同項の表の上欄に掲げる測定単位の種類のうち次の表の測定単位の種類の欄に掲げる測定単位の種類に係る測定単位の数値の算定方法及び表示単位は、同項の表第一号、第四号、第五号、第九号、第十号、第十二号、第二十七号、第三十二号及び第三十五号の規定にかかわらず、それぞれ次の表の測定単位の数値の算定方法の欄及び表示単位の欄に定めるところによる。

地方団体	測定単位の種類	測定単位の数値の算定方法	表示単位
［一　同上］	［同上］	［同上］	［同上］
［二　同上］	［同上］	［同上］	［同上］
［三　同上］	［同上］	［同上］	［同上］
［四　同上］	［同上］	［同上］	［同上］
五　石巻市、牡鹿郡女川町、本吉郡南三陸町	漁港における外郭施設の延長	1　前年の三月三十一日現在において漁港台帳に記載されている外郭施設（水門及びこう門を除く。）の延長の合計数から当該地方団体が経費を負担しない施設（企業庁、企業局その他これに類似するものが経費を負担する施設を含む。）に係る外郭施設の延長及び港湾法第三条ただし書の規定によって同法の規定の適用を受ける漁港のうち国際拠点港湾に指定されているものに係る外郭施設の延長を控除したものとして総務大臣が通知した数。 2　二以上の地方団体が経費を負担する漁港における外郭施設の延長については、当該漁港における経費の負担割合を基礎として関係地方団体の長が協議して定める率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）によって按分した数値をそれぞれ関係地方団体に属する外郭施設の延長とし、1により通知する数値に含めて通知する。 3　前年の四月一日からその年の四月一日までの間において、地方団体の廃置分合又は境界変更があつたこと等によ	メートル